

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

B

第一 設問1

1. 乙に詐欺未遂罪の共同正犯(刑法(以下略)60条24条項、250条)が成立するかという立場からの主張

5 (1) 甲及びDは、Aに知れず、~~無実~~ 実際には存在しない特別抽選に参加するに由り現金100万円を甲宛てに送付している。これに於て甲は「財物」たる現金100万円の交付の判断の基礎となる重要な事項を偽るから、「欺」の行為にあたる。

甲は、乙自身は、上記一連の電話の後に甲らに加担しているにすぎず、乙が「欺」の行為を~~行った~~ ^{行った} (主張①)。

10 (2) 然し、乙は~~本件荷物を受取った~~ ^{本件荷物を受取った} が、Aは~~既に~~ ^{既に} 自身が騙されたことを認識している。よって、本件荷物の中には現金が入れられていたとしても、そのため、乙が上記荷物を受領したこと、それは財物の占有移転、現実的危険性をもたらし、不能詐欺未遂罪の構成要件に該当する行為にあたる (主張②)。

15 (3) また、乙は、犯罪に加担したばかりにもかかわらず、仕手たる荷物の受取取りに加担しているから、乙には正犯意思が認められる (主張③)。

2. 主張①から③の当否

20 (1) 主張①の如く、乙の加担前に、既に甲らによる「欺」行為は完了してしまっている。よって、共同正犯の処罰根拠は、共犯者の重
大は罪と因果的寄与にあり、法益侵害を共同惹起した点
にある。そこで、必ずしも行為自体に寄与し、必ずしも
法益侵害結果への因果的寄与が必要は足りる。具体的には、①行
25 為行為者の加担後に~~正犯行為の効果が残存し~~、②~~後行行為者がその効果を利用し犯罪を實現する場合~~には、結果の因果的寄与があるといえ、いづれも承継的共同正犯といふ犯罪が成立する。

※1 ①②③の記載の分量のバランスはやや良くなっていますが、事実と主張(問題意識)を端的に表現できており、素晴らしい内容だと思います。

※2 次ページ

/ ページ

裏面へ

※3 この後に因果的寄与の有無を検討し、主張②は失当であるかよと思いつく。
(主張①と主張②を合わせて高等司法研究科で検討すると、やや読みにくいですが)、
理論上は実行の着手→因果的寄与の順着になると思いますが、設問は「罪責を検討せよ」
というので、主張の当否なので、主張ごとに検討しても差支えないと考えられます。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

	引渡受、17にこの「即ち7000円」といふ切手がある。7000円、乙が引渡受 17に1000円、詐欺目的物たる現金1000円を受領する。この 2000円、乙は甲の計画に従って、不可知の被害者である。 以上を考慮すると、乙には、自己の犯罪を以て実現する意思 が認められる。又、甲は、主犯として責任を負う。 第二 設問2
	(1) 甲は、Eに押し、口座に5000円を振り込むよう指示。Eは これに、詐欺罪(296条項)の成立を検討する。 (2) 甲は、Eに押し、口座に5000円を振り込むよう指示。Eは これに、詐欺罪(296条項)の成立を検討する。 (3) 甲は、Eに押し、口座に5000円を振り込むよう指示。Eは これに、詐欺罪(296条項)の成立を検討する。 (4) 甲は、Eに押し、口座に5000円を振り込むよう指示。Eは これに、詐欺罪(296条項)の成立を検討する。
5	
10	
15	
20	
25	

主観を重視するところから、
「現金受領」という重要な
制約を受ける。犯罪実現に
意図的である。
主観を重視するところから、
「5000円の報酬金」により
犯罪が遂行される利益を
得た状況であった」との
評価になると思われる。

※6
出題の趣旨としては
同じ理由で、
2項詐欺ではない
に詐欺罪に当た
ることを主張した
記述が欲しかった
ようです。

(2) 窃取, とは、相手方の意思に反する占有移転である。

丙は、上記行為により、現金50万円の占有を移転している。これ、丙はFのキャッシュカード等を所持しているものの、銀行口座では、それが犯罪により振り込まれたことを認識している。甲は、~~甲~~組合員として行うと考える~~甲~~であるから、そのことを秘かに50万円引出す行為は、銀行の意思に反する。以上で、窃取に当たる。

(3) 窃取の故意及び不正利得の意思に反するとは、甲の。

(4) 甲は、丙の上記行為に窃盗罪が成立する。

以上

※7. 時間切れのため、設問2の×印にある各課の解題と甲に対する模範の記述が抜けている。